

## 社会福祉法人やまもも福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまもも福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬等については、別表1に定める額

（2）役員等が職務のため出張した時は、その費用弁償として旅費及び日当、宿泊料を別表2により支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は別表3の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

役員が法人事務所に勤務した場合は毎月20日に締め、25日に支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

但し、下記の報酬額は源泉徴収をした所得税を差引いた後の金額です。

役員等の名称	会議の名称	金額
評議員	評議員会への出席	5000円
理事	理事会、評議員会への出席	5000円
監事	理事会、評議員会への出席	5000円
監事	監事監査等への出席	5000円
理事長	上記のほか、法人及び施設業務 のための出勤	時間給1000円

別表2

役職	鉄道及びバス等	自家用車	日当	宿泊料
役員等	実費	実費	5000円	1夜につき実費

別表3

役職名	会議の名称	報酬額
理事	理事会、評議員会への出席の都度	5000円